

## TERMS

comiful（以下「本サービス」といいます）にインフルエンサーとして登録するにあたっては、事前に以下の規約（以下「本規約」といいます）をよく読んで、理解してください。特別に取り決めた場合以外は、本規約が、本サービス運営者である株式会社PLAN-B（以下「当社」といいます）やPR企業とあなた（以下「登録者」といいます）との間のルールとなり、法律的な権利や義務の内容を定めることとなります。

### 1. 登録情報

本サービスへの登録時に登録が必要となる情報は、当社及びPR企業における必須の情報であり、内容が正確である必要があります。登録情報は当社及びPR企業のプライバシーポリシーに基づいて取り扱われます。

### 2. PRの実施

本サービスにおける、PR企業の製品やサービス（以下「PR対象」といいます）のPRや告知（以下「PR等」といいます）は、個々の案件毎に、当社と登録者が実施内容や報酬等の実施条件を定めた上で行います。PR企業はPR等の依頼元ですが、登録者に対する関係では、個々の案件でのPR等の依頼主は当社となります。

### 3. PRの内容

PR等の内容は、すべて事実に基づく必要があります。PR対象が実際のものより優良・有利だと誤認する可能性のある表現をしてはいけません。

### 4. PRの引受の前提条件

本サービスは、PR企業のPR等を登録者が支援することを目的としています。一方、インフルエンサーによるPRや告知は、登録者の真意による忌憚りの無い意見に基づいて行われる必要があります。そのためPR対象について、登録者が好意的な印象を有していない場合には、本サービスの目的を達成できませんので、登録者はそのPR対象に関するPR等を引き受けてはいけません。

### 5. PRの引受の条件

登録者と当社との取引条件は、当社が個別の案件ごとに登録者に提示した内容と本規約の内容に基づきます。当社へのアカウント名の開示の要否・投稿前の当社への事前確認の要否も、取引条件に含まれます。一旦提示された取引条件に基づいて登録者がPR等を引き受けた場合には、事後的にこれを変更することはできず、登録者はそのような条件に基づいてPR等を実施する必要があります。

### 6. PRの報酬

当社のみが、登録者への報酬の支払いの義務者となります。そのため登録者はPR企業に報酬の請求を行ってはいけません。

報酬は、P R企業による成果確認を基準として月末にて締め、翌月末までに支払われます。P R企業による成果確認の締切は、成果発生から最大で60日であり、60日が経過しても成果確認が行われない場合には、成果があったものと取り扱われます。

## 7. P Rに関する事実の公表

P R等の実施がP R企業の依頼に基づくものであることが公表されない場合、いわゆるステルスマーケティングとなり、P R等の対象者を欺いてしまう可能性があります。そのためP R等を実施する場合には、P R等を行う媒体に、以下の何れかのハッシュタグを記載して、P R企業の依頼によって行われているものであることを明示しなければいけません。

登録者への対価の種類に関係無く選択可能なハッシュタグ

#promotion, #プロモーション

#sponsored, #スポンサード

#ambassador, #アンバサダー

#協賛

登録者に対する対価がP R対象の提供のみである場合に追加して選択可能なハッシュタグ

#プレゼント企画

#プレゼントキャンペーン

#モニター

## 8. 非公表事項の遵守

当社が支払う報酬の具体的金額やその他の取引条件、やりとりの内容等公表事項ではない事項については、当社やP R企業の秘密事項です。理由無く第三者に口外したり公表したりすることは禁止されます。

## 9. P Rの業務性

P R等の実施は登録者に対する何らかの報酬を伴いますので、業務委託の契約となり、登録者がP R等を引き受けた場合には、業務遂行の責任が生じます。業務遂行は、単にP R等の実行だけで無く、P R等の実行に必要な当社との打合せや諸連絡、実施するP R等の内容確認、P R企業の実施目的に合致していない場合の調整も含まれます。これらのP R等に関係する一連の業務を責任を持って実施できない場合には、登録者はP R等を引き受けてはいけません。P R企業等において連携したプロモーションを実施する場合がありますので、取引条件に定めた実施期間が経過するまでは、一旦掲載したP R等にかかるソーシャルメディアへの投稿（以下「対象コンテンツ」といいます）は、当社やP R企業が認める場合以外は、削除したり、殊更に露出を困難とする状態としたりしてはいけません。P R等の趣旨に合致しない別の投稿をすることも禁止されます。

## 10. 成果上限

案件によっては、PR企業等が報酬の対象となる成果の上限を定めている場合があります。その場合であって、実際に成果が上限に達した場合は、前項の定めにかかわらず、登録者は投稿等を削除したり、公開を停止したりすることができます。成果の上限に達した場合、当社は個別に登録者に連絡するよう努めますが、遅滞なく連絡されること及び連絡があることは保証されません。

## 11. 対象コンテンツの権利

対象コンテンツの著作権などの法律上の権利が発生している場合（著作権法第27・28条の権利を含みます）、その権利は投稿やその他の方法による公表の時点で、当社又はPR企業（個別案件毎の取引当事者として）に権利が移転します。登録者への報酬は、この権利が移転することの対価を含んでいます。

## 12. 複数プラットフォームの利用

登録者が本サービスと同一または類似の他社のサービス（以下「他社サービス」といいます）を利用することは禁止されません。ただし本サービスを介して登録者が引き受けた個別の案件と同一の案件を、他社サービスを介して引き受けてはいけません。

## 13. 直接取引の禁止

登録者は一度でも本サービスを介してPR等を引き受けたPR企業とは、本サービスを介すること無くPR等を引き受けてはいけません。PR等に関して直接の売り込み・営業等を行ってもいけません。ただし本サービスで募集されないPR案件を他社サービスを介して引き受けることは禁止されません。

## 14. 登録者の規律

登録者がPR等を引き受けた場合、登録者の名声・評判・言動、品行・行状等は、当社やPR企業の名声や評判に強い影響を与えます。そのため登録者がPR等を引き受けた場合には、PR等の実施中及び実施の完了後を問わず、また、インターネット上か実生活上かを問わず、言動、品行・行状に注意し、名声・評判の維持に努めてください。特に対象コンテンツや対象コンテンツを掲載するソーシャルネットワークでは、他人のプライバシーや権利の侵害を絶対に引き起こさないよう、万全の注意を払わないといけません。

## 15. 反社会的勢力の排除

暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業所属者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）は登録者となることができません。反社会的勢力の維持、運営に協力したり、関与していると認められる関係を有していたりする場合も同じです。反社会的勢力では無い場合でも、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、風説を流布

し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し又は信用を毀損する行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為をしてはいけません。

#### 16. 違反時の措置・違約金

登録者が本規約に違反した場合には、登録者としての地位を失い、報酬を受け取る権利を失い、加えて、既に受け取った報酬を返還する義務を負います。加えて3項から5項又は12項から13項に違反した場合には50万円、6項から8項または14項から15項に違反した場合には10万円を違約金として当社に支払う義務を負います。